

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）（抜粋）

令和4年2月17日

本庄市交通政策協議会

生活交通確保維持改善計画の名称			
令和4年度生活交通確保維持改善計画			
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性			
【目的】 本庄市総合交通計画に基づき、市内公共交通ネットワークを充実させることで交通不便地域を解消し、また、高齢者等の交通弱者の移動手段を確保することを目的とし、地域公共交通確保維持改善事業に取り組む。			
【必要性】 本市の市内公共交通ネットワークを充実させるためには、基軸となる路線バスに接続するフィーダー系統の運行が必要である。フィーダー系統の運行により、公共交通を乗り継ぐことで市内を快適に移動することが可能になる。			
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果			
(1) 事業の目標			
①利用実績値の向上			
	現 状 (R2.4～R3.3)		向こう3カ年の目標値
本庄シャトル便	8,671人/年 23.8人/日(365日)	⇒	16,000人/年
デマンド交通 (4区域計)	9,129人/年 31.2人/日(293日)	⇒	13,000人/年
地域間幹線系統*	309,971人/年 (前年度比：約24.7%減)	⇒	前年度対比で増加
※「本庄駅南口（宮本町車庫）～赤城乳業千本さくら工場」 「本庄駅南口～神泉総合支所」			
②運行サービスに対する利用者満足度の向上			
	現 状*		向こう3カ年の目標値
本庄シャトル便	満 足：42.6% 普 通：54.8% 不満足：2.6%	⇒	満 足：85%以上 不満足：現状より減少
デマンド交通	満 足：67.7% 普 通：18.5% 不満足：7.7%	⇒	満 足：85%以上 不満足：現状より減少
※現状の数値は利用者アンケート調査の結果に拠る。 ※利用者アンケート調査では、満足度を問う項目において未回答者あり。			
(2) 事業の効果			
デマンド交通の運行により、交通不便地域の解消が図れ、高齢者等の交通弱者の移動手段が確保される。また、既存路線バス、本庄シャトル便及びデマンド交通相互の乗り継ぎにより、公共交通での市内移動が快適に行えるネットワークが形成される。			
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体			
【事業】 ・市のイベントなどを利用してデマンド交通及び本庄シャトル便の利用方法等について説明やPRを行い利用促進を図る。			
【実施主体】本庄市			

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
本庄市から運行事業者への補助金については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
・本庄観光株式会社 ・朝日自動車株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※補助対象事業者が協議会ではないので記載せず
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※外客来訪促進計画の策定なし。
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※車両を取得しないので記載せず。
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※車両を取得しないので記載せず。
(2) 事業の効果
※車両を取得しないので記載せず。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※車両を取得しないので記載せず。
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※車両を取得しないので記載せず。
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※貨客混載を導入しないので記載せず。
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
（1）事業の目標
※貨客混載を導入しないので記載せず。
（2）事業の効果
※貨客混載を導入しないので記載せず。
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※貨客混載を導入しないので記載せず。
20. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 2 月、協議会において「本庄市総合交通計画」について合意。 ・平成 25 年 4 月、協議会において運賃制度、乗降ポイント設置基準、デマンド交通運行区域、本庄シャトル便路線について合意。 ・平成 25 年 6 月、協議会において生活交通ネットワーク計画を承認。 ・平成 26 年 5 月、協議会において生活交通ネットワーク計画を承認。 ・平成 26 年 10 月、協議会において実証運行期間（平成 25 年 10 月から 1 年間）の検証を実施し、本格運行に移行。 ・平成 27 年 5 月、協議会において生活交通確保維持改善計画を承認。 ・平成 28 年 6 月、協議会において生活交通確保維持改善計画を承認。 ・平成 29 年 5 月、協議会において生活交通確保維持改善計画を承認。 ・平成 30 年 5 月、協議会において生活交通確保維持改善計画を承認。 ・令和元年 5 月、協議会において生活交通確保維持改善計画を承認。 ・令和 2 年 5 月、協議会において生活交通確保維持改善計画を承認。 ・令和 3 年 6 月 25 日、協議会（書面開催）において生活交通確保維持改善計画を承認。 （平成 24 年 3 月から令和 3 年 6 月までに、協議会を計 24 回開催。）

21. 利用者等の意見の反映状況

(1) 市民意識調査／平成 24 年 9 月実施

- ・ 目的に応じた利用需要（潜在需要を含む）、意向などを統計的に集計

(2) インタビュー調査／平成 24 年 9 月 5・6 日に実施

- ・ 駅改札前、バス停で市の交通に係る意見を聴取

(3) 本庄市総合交通計画案のパブリックコメント／平成 25 年 1 月 21 日～2 月 20 日実施

- ・ 提出された意見：6 件（1 人）

(4) 本庄市総合交通計画案の市民説明会／平成 25 年 2 月 9 日実施

- ・ 2 会場（児玉公民館、中央公民館）で実施
- ・ 児玉公民館：参加 41 人、中央公民館：参加 56 人

⇒(1)～(4) 本庄市総合交通計画の策定に反映。

(5) アンケート調査の実施／平成 26 年 7 月～8 月に実施

①市民アンケート：郵送により実施

②利用者アンケート：インタビュー形式により実施

⇒実証運行期間（平成 25 年 10 月から 1 年間）の検証を行い、改善の取組みに反映。

(6) シャトル便 利用者アンケート調査/平成 28 年 3 月実施

(7) デマンド交通 利用者アンケート調査/平成 28 年 11 月実施

(8) シャトル便 利用者アンケート調査/平成 29 年 3 月実施

(9) シャトル便・デマンド交通 利用者アンケート調査/平成 30 年 4 月実施

(10) シャトル便・デマンド交通 利用者アンケート調査/平成 30 年 11 月実施

(11) シャトル便・デマンド交通 利用者アンケート調査/令和元年 11 月実施

(12) シャトル便・デマンド交通 利用者アンケート調査/令和 2 年 11 月実施

⇒今後の運行に反映。

22. 協議会メンバーの構成員

構成員	構成員名称
本庄市長又はその指名する者	本庄市副市長
一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者	朝日自動車（株）、国際十王交通（株）、（一社）埼玉県バス協会
一般貸切旅客自動車運送事業者	本庄観光（株）、武蔵観光（株）
一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者	本庄地区タクシー協議会、（一社）埼玉県乗用自動車協会
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	朝日自動車労働組合
住民又は利用者の代表	本庄市自治会連合会、本庄市老人クラブ連合会、本庄商工会議所、児玉商工会、本庄市身体障害者福祉会
本庄警察署長又はその指名する者	本庄警察署交通課
児玉警察署長又はその指名する者	児玉警察署交通課
国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者	埼玉県企画財政部交通政策課
国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者	関東運輸局埼玉運輸支局
国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者	関東地方整備局建政部
道路管理者	関東地方整備局大宮国道事務所、埼玉県本庄県土整備事務所道路部
学識経験を有する者その他協議会が必要と認める者	早稲田大学名誉教授、本庄市議会議員
事務局	本庄市都市整備部都市計画課

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
本庄市	本庄観光(株)	(1) 本庄シャトル便	本庄 駅南 口	新田原	本庄 早稲田 駅北口	往3.0km 復3.0km	365日	4927.5回		路線定期運行	①	・補助対象地域間幹線系統神泉線及び児玉線に 接続 停留所「本庄駅南口」 ・JR高崎線に接続 停留所「本庄駅南口」 ・JR上越新幹線に接続 停留所「本庄早稲田駅北口」	③
	朝日自動車(株)	(2) 本庄北地域デマンド		本庄 北地 域		往 km 復 km	294日	2444回		区域運行	①	・補助対象地域間幹線系統神泉線及び児玉線に 接続 停留所「本庄駅南口」「松澤医院」 ・JR高崎線に接続 停留所「本庄駅北口西」「本庄駅南口」	③
	朝日自動車(株)	(3) 本庄南地域デマンド		本庄 南地 域		往 km 復 km	294日	2352回		区域運行	①	・補助対象地域間幹線系統神泉線に接続 停留所「飯塚内科産婦人科」「和菓子いしじま前」 ・補助対象地域間幹線系統児玉線に接続 停留所「やない歯科医院」 ・補助対象地域間幹線系統神泉線及び児玉線に 接続 停留所「本庄駅南口」「松澤医院」 ・JR高崎線に接続 停留所「本庄駅北口西」「本庄駅南口」 ・JR上越新幹線に接続 停留所「本庄早稲田駅北口」	③
	朝日自動車(株)	(4) 児玉市街地デマンド		児玉 市街 地		往 km 復 km	294日	2599回		区域運行	①	・補助対象地域間幹線系統児玉線に接続 停留所「高岡」「浜坂歯科医院」「吉田林大北」「木 田歯科医院」「埼玉りそな銀行児玉支店前」「木村 医院」「児玉折返し場」「児玉警察署」 ・JR八高線に接続 停留所「児玉駅前」「児玉清水クリニック」	③
	朝日自動車(株)	(5) 児玉山間地域デマンド		児玉 山間 地域		往 km 復 km	294日	2555回 2463回		区域運行	①	・補助対象地域間幹線系統児玉線に接続 停留所「本田歯科医院」「埼玉りそな銀行児玉支 店前」「木村医院」「児玉折返し場」「児玉警察署」 ・JR八高線に接続 停留所「児玉駅前」「児玉清水クリニック」	③

(注)

神泉線…神泉総合支所～本庄駅
児玉線…児玉折返し場～本庄駅(宮本町車庫)
線

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 添付資料(運行ダイヤ)

デマンド交通

◎はにぼん号(本庄北・本庄南・児玉市街地)

月～土曜日 (日曜・休日・12/29～1/3は運休)	8:00～17:00 ※最終降車時間は17:00
-------------------------------	-----------------------------

◎もといすみ号(児玉山間)

月～土曜日 (日曜・休日・12/29～1/3は運休)	8:00～17:00 ※通学用として児玉中学校の開校日に合わせて7:40(いろは橋折返し場発)、18:10(児玉中学校発)も運行。 席に余裕がある場合、予約のうえ一般客も乗車可。一般客の予約がない場合には、通学区間のみ運行。ただし、18:10(児玉中学校発)については、一般客の予約がなく、かつ、当該便を利用する生徒がいないことが明らかなる場合には、運行しない。
-------------------------------	--

本庄シャトル便

平日、土曜・休日とも同じダイヤ
年中無休

停留所名	本庄駅南口 →→→ 本庄早稲田駅北口														
本庄駅南口	9:00	9:32	10:07	10:47	11:27	12:07		13:37	14:17	14:57	15:47	16:27	17:07	18:07	18:47
駅南交番前	9:02	9:34	10:09	10:49	11:29	12:09		13:39	14:19	14:59	15:49	16:29	17:09	18:09	18:49
南本町	9:03	9:35	10:10	10:50	11:30	12:10		13:40	14:20	15:00	15:50	16:30	17:10	18:10	18:50
けや木	9:05	9:37	10:12	10:52	11:32	12:12		13:42	14:22	15:02	15:52	16:32	17:12	18:12	18:52
新田原	9:06	9:38	10:13	10:53	11:33	12:13		13:43	14:23	15:03	15:53	16:33	17:13	18:13	18:53
法務局南	9:07	9:39	10:14	10:54	11:34	12:14		13:44	14:24	15:04	15:54	16:34	17:14	18:14	18:54
久下塚	9:09	9:41	10:16	10:56	11:36	12:16		13:46	14:26	15:06	15:56	16:36	17:16	18:16	18:56
本庄早稲田駅北口	9:13	9:45	10:20	11:00	11:40	12:20		13:50	14:30	15:10	16:00	16:40	17:20	18:20	19:00

停留所名	本庄早稲田駅北口 →→→ 本庄駅南口													
本庄早稲田駅北口	9:15	9:50	10:30	11:10	11:50		13:20	14:00	14:40	15:30	16:10	16:50	17:50	18:30
久下塚	9:17	9:52	10:32	11:12	11:52		13:22	14:02	14:42	15:32	16:12	16:52	17:52	18:32
法務局南	9:19	9:54	10:34	11:14	11:54		13:24	14:04	14:44	15:34	16:14	16:54	17:54	18:34
新田原	9:20	9:55	10:35	11:15	11:55		13:25	14:05	14:45	15:35	16:15	16:55	17:55	18:35
けや木	9:21	9:56	10:36	11:16	11:56		13:26	14:06	14:46	15:36	16:16	16:56	17:56	18:36
南本町	9:23	9:58	10:38	11:18	11:58		13:28	14:08	14:48	15:38	16:18	16:58	17:58	18:38
駅南交番前	9:24	9:59	10:39	11:19	11:59		13:29	14:09	14:49	15:39	16:19	16:59	17:59	18:39
本庄駅南口	9:28	10:03	10:43	11:23	12:03		13:33	14:13	14:53	15:43	16:23	17:03	18:03	18:43